

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

Ｊ・システム株式会社（以下「会社」という）とＪ・システム株式会社 労働者代表者（以下「労働者代表者」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定はすべての派遣労働者（以下「対象従業員」という）に適用する。

2 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（職務手当＋賞与給）、調整手当、時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という）別添2に定める職種のうち別表1に示す職種とする。
- （2） 通勤手当については、基本給とは分離し、第7条のとおりとする。
- （3） 地域調整については、大阪府、滋賀県、山梨県 の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添3に定める大阪、滋賀、山梨 の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （1） 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- （2） 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

（全ての職種）

Aランク： 5年  
Bランク： 3年  
Cランク： 0年

2 会社は、第10条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上がみられ、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜労働手当及び休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 調整手当については、会社が業務上特に必要と認められる対象従業員に対し支給する。

第7条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する費用に相当する額を支給する。公共交通機関を利用する者については、通勤定期代または通勤に要する額のいずれか少ない方の額を、車またはバイクにて通勤する者については、1km15円×通勤距離に応じた費用を支給する。ただし、通勤経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限る。

2 前項の通勤手当の支給額は、月額12,480円を上限とする。

3 通勤手当は徒歩または自転車にて通勤する者及び通勤距離2km未満には支給しない。

第8条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：5年

(2) 退職時の勤続年数ごと（5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、）の支給月数：

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第9条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。退職手当制度における対象従業員の勤続年数の起算日は、令和2年4月1日からとする。令和2年4月1日以降に入社した者については、その者の入社日を勤続年数の起算日とする。

(1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第10条 給与の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は対象従業員と会社の上司との面談にて対象従業員の意欲、勤務態度、技術力、スキルアップ度合等を評価することにより行う。当該勤務評価の結果に基づき、第4条第2項に示す通りその能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

（賃金以外の待遇の決定方法）

第11条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員との間で不合理な待遇差が生じることとならないようにする。

（教育訓練）

第12条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和7年3月3日

J・システム株式会社 代表取締役 沖 紀和



労働者の過半数を代表する者 小田 新吾

(労働者の過半数を代表する者は立候補制により選出)

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(1) 機械組立の職業（職業安定業務統計 57）

|   |             |                   | 基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 |      |      |      |      |      |      |
|---|-------------|-------------------|-------------------------|------|------|------|------|------|------|
|   |             |                   | 0年                      | 1年   | 2年   | 3年   | 5年   | 10年  | 20年  |
| 1 | その他の機械組立従事者 | 通達に定める職業安定業務統計の金額 | 1055                    | 1214 | 1331 | 1351 | 1423 | 1551 | 1932 |
|   | 地域調整        | 大阪淀川計(107.9)      | 1139                    | 1310 | 1437 | 1458 | 1536 | 1674 | 2085 |
| 2 | 地域調整        | 東近江計(98.5)        | 1040                    | 1196 | 1312 | 1331 | 1402 | 1528 | 1904 |

(2) 製品製造・加工処理（職業安定業務統計 54）

|   |                 |                   | 基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 |      |      |      |      |      |      |
|---|-----------------|-------------------|-------------------------|------|------|------|------|------|------|
|   |                 |                   | 0年                      | 1年   | 2年   | 3年   | 5年   | 10年  | 20年  |
| 1 | 食料品・飲料・たばこ製造従事者 | 通達に定める職業安定業務統計の金額 | 1097                    | 1263 | 1384 | 1405 | 1480 | 1613 | 2009 |
| 2 | 地域調整            | 山梨甲府計(98.9)       | 1085                    | 1250 | 1369 | 1390 | 1464 | 1596 | 1987 |

別表 2 対象従業員の基本給額

(1) 機械組立の職業（職業安定業務統計 57）

① 派遣先事業所が大阪淀川、東近江の場合

| 等級   | 職務の内容                | 基本給額   |   | 職業安定局長通知の一般賃金額 | 左記の対応年数 |
|------|----------------------|--------|---|----------------|---------|
| Aランク | 機械組立業務に加え、他者の管理業務も行う | 1,750～ | ≥ | 1,423          | 5年      |
| Bランク | 専門的な知識を要する機械組立業務     | 1,650～ |   | 1,351          | 3年      |
| Cランク | 基本的な機械組立業務           | 1,300～ |   | 1,055          | 0年      |

(2) 製品製造・加工処理（職業安定業務統計 54）

① 派遣先事業所が山梨県甲府の場合

| 等級   | 職務の内容                | 基本給額   |   | 職業安定局長通知の一般賃金額 | 左記の対応年数 |
|------|----------------------|--------|---|----------------|---------|
| Aランク | 食料品製造業務に加え他者の管理業務も行う | 1,600～ |   | 1,480          | 5年      |
| Bランク | 専門的な知識を要する食料品製造業務    | 1,520～ | ≧ | 1,405          | 3年      |
| Cランク | 基本的な食料品製造業務          | 1,200～ |   | 1,097          | 0年      |

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

| 勤続年数        |      | 5年  | 10年 | 15年 | 20年 | 25年  | 30年  | 35年  |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 支給率<br>(月数) | 自己都合 | 1.2 | 2.7 | 4.6 | 6.9 | 9.6  | 11.9 | 14.4 |
|             | 会社都合 | 1.8 | 3.7 | 6.1 | 8.5 | 11.4 | 14.0 | 16.5 |

(資料出所)

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.3%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

| 勤続年数        |      | 5年  | 10年 | 15年 | 20年 | 25年  | 30年  | 35年  |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 支給率<br>(月数) | 自己都合 | 1.2 | 2.7 | 4.6 | 6.9 | 9.6  | 11.9 | 14.4 |
|             | 会社都合 | 1.8 | 3.7 | 6.1 | 8.5 | 11.4 | 14.0 | 16.5 |

Ⅳ

別表3 (再掲)

| 勤続年数        |      | 5年  | 10年 | 15年 | 20年 | 25年  | 30年  | 35年  |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 支給率<br>(月数) | 自己都合 | 1.2 | 2.7 | 4.6 | 6.9 | 9.6  | 11.9 | 14.4 |
|             | 会社都合 | 1.8 | 3.7 | 6.1 | 8.5 | 11.4 | 14.0 | 16.5 |

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。